

すでに、販路開拓に取り組んだ中小企業に対して、

上限 **5万円（補助率10/10）** の補助が受けられます。

※税抜き・千円未満切り捨て

※2022年4月1日以降で実際に支払い完了した経費が対象
※年度内1度限り（他商工会で助成されている事業所も不可）

取組例

展示会へ参加

<取組例>
展示会、見本市、商談会に
出展する諸経費
（人件費除く）



広告宣伝

<取組例>
販路開拓のための
新聞・雑誌等の掲載、パンフ
レット・ポスター・チラシ・
ポスティング等
（暑中見舞、名刺等除く）



郵送のみ受付

申請書類は6点。

- ① 新型コロナウイルス感染症対応販路開拓支援助成金交付申請書
- ② 申請時チェックリスト
- ③ 請求書等のコピー（費用明細が記載されたもの）
- ④ 振込依頼書および通帳のコピー（支出を証明できる書類）
- ⑤ 実績を確認できるもの（展示会写真、チラシ等の原本）
- ⑥ 助成金振込先通帳のコピー（採択後用、通帳表紙と表紙裏面）

*以上の6点が揃っているかご確認のうえ送付ください。

申請書類でご不明な点は

大津北商工会（[TEL:572-0425](tel:572-0425)）までお問合せください。

申請 方法

受付 締切

2022年10月14日（金）（当日消印有効）

※必ず郵送にてお願いします。

応募者多数の場合、期日までに締切ることがあります。

申請書類は返却いたしません。

《対象事業》

販路開拓に関する取組

※ただし、同一の事業内容で、「小規模事業者持続化補助金」など「行政等からの補助金・助成金」を受けている場合は、助成の対象外とします。

《応募できる方》

大津北商工会会員事業所で中小企業

※中小企業とは、下の表に該当する事業所です。
商工会費の未納がある事業所は応募対象外とします。

業種	中小企業	
	資本金	または 常時使用する従業員
製造業 その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

《対象経費》

①展示会出展費

国内外で開催の展示会、見本市、商談会等に、出展・参加又は主催する際の出展小間料、小間内装飾経費、出展物搬入経費、その他出展に対する直接経費
※人件費は対象外とします。

②広告宣伝費

新聞・雑誌・地域情報誌等の掲載又は折込み・販促パンフレット・ポスター・チラシ・折込・ポスティング費、その他商工会長が認める販路開拓に係る広告宣伝費（事業所名・取扱品目・サービス等が明示された事業所独自のもの）
※慣例的・形式的な年賀はがき・暑中見舞い印刷代・はがき代、名刺代等の単なる印刷代等は対象外とします。

《交付決定》

審査会にて審査を行い、採択結果通知を送付します。

次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された助成金については、その返還を求めます。

- ① 提出書類に虚偽の記載（不備）があったとき
- ② 助成金交付の条件に違反したとき
- ③ 助成事業の実施について不正行為があったとき
- ④ 法令違反等の反社会的行為が明らかになったとき

《申請先》

〒520-0242 大津市本堅田3丁目7-14

大津北商工会

新型コロナウイルス感染症対応販路開拓支援助成金事務局